

家庭裁判所創立70周年記念行事

家事事件及び少年事件を扱う家庭裁判所は、昭和24年(1949年)に誕生し、平成31年(2019年)、創立70周年を迎えました。高知家庭裁判所では、同年11月8日、高知地方検察庁と高知弁護士会から協賛をいただいて、70周年記念行事「家裁は今！」を、「法の日」週間行事を兼ねて開催しました。第1部「何するが？家事調停」、第2部「どんなが？少年審判」の2部構成で行い、一般の方や関係機関の方など50人余りの方に参加していただきました。第1部「何するが？家事調停」、第2部「どんなが？少年審判」の



<開始にあたって 半田高知家庭裁判所長あいさつ>

第1部 「何するが？家事調停」

裁判所書記官から「家事調停について」、家庭裁判所調査官から「子の福祉に配慮した調停」と題して説明を行い、DVD「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」を視聴していただきました。その後、弁護士も加わり、会場の皆さんと意見交換を行いました。離れて暮らす親子の面会交流の意義や難しさなどについて、質問や意見をいただきました。)とし、裁判員経験者3名、高知さんさんテレ



<子の福祉に配慮した調停（説明）>



<意見交換の様子>

<参加者アンケートから>

- ・離婚調停の際、親ガイダンスとして、父親や母親にDVDを視聴してもらっていることを知りました。
- ・子どもに対する配慮がなされていることを知りました。両親に子の心情に目を向けさせるDVDは良くできていると思いました。
- ・親の利権争いのイメージを持っていましたが、子どもの福祉を第一に調停が進められていることを知りました。
- ・面会交流について具体的に聞くことができ、参考になりました。
- ・面会交流の協力を行っているボランティア団体があることが印象に残った。
- ・子どもが色々な気持ちを抱え、不安定になっていることが分かりました。

第2部 「どんなが？少年審判」

家庭裁判所調査官から「少年事件の手続について」と題して説明を行い、会場からも配役を募って、万引き事件を題材に少年模擬審判を行いました。その後、検察官・弁護士も加わり、会場のみなさんと意見交換を行い、少年事件と成人の刑事事件の手続の違いや、少年の更生に向けた関係機関との連携について、質問や意見をいただきました。 経験者3名、高知さんさんテレビアナウンサー玉井新平氏、高知銀行執



<少年事件の手続について（説明）>



＜少年模擬審判の様子＞

左から書記官(職員), 調査官, 裁判官(2人で交代), 父, 少年(職員), 母の順に並んでいます。



＜意見交換の様子＞

<参加者アンケートから>

- ・模擬審判により審判の雰囲気分かり、穏やかな雰囲気の中で少年の今後を一緒に考えているんだなと印象的でした。
- ・非行をしたメカニズムをしっかりと調査し、非行の原因を改善して再犯が防止できるかという観点で、処分を決めていることが分かった。
- ・「裁く」のではなく、少年や親の今後の生活の安定や将来的な自主更生を願い、働き掛けを行っているところが、限りなく福祉の考え方に近く、連携が必要な部分が多いと感じました。
- ・少年がこれほど素直に反省した態度を出すことができるのか、しっかり対話ができる少年審判がどの程度あるのか疑問に思いました。
- ・検察官、弁護士両サイドの意見が聞けてよかった。
- ・少年審判後、少年の生活をどのようにフォローしているのかを具体的に知りたかった。

<当日の御質問について補足します>

地方裁判所と家庭裁判所との関係についてお尋ねがあり、当日は、家事事件の例として、同じ夫婦について、家庭裁判所では離婚調停を、地方裁判所ではDV防止法による保護命令事件を取り扱う例をお話ししました。

そのほか、少年事件に関しても、地方裁判所が少年の刑事裁判を行うときに、家庭裁判所による調査の結果などを原則として取り調べることになっています。

とし、裁判員経験者3名、高知さんさんテレビアナウンサー玉井新平氏、高知銀行執行役員人事部長深見英治氏、吉井広幸裁判官、水野佑樹検察官及び市川耕士弁護士をパネリストとして、次の事項につき意見交換を行った。